

1 開催日

2 委員長開会宣言

3 議事

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 市教委第 29 号 平成 20 年度使用高等学校教科書の採択について
日程第 3 市教委第 30 号 平成 20 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法第 107 条の規定に基づく教科用図書(一般図書)の採択について
日程第 4 市教委第 31 号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員

1 番委員	澤 田 智 恵
2 番委員	溝 渕 悦 子
3 番委員	西 山 彰 一
4 番委員	田 中 十 糸 子
5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局

教育次長	小笠原 哲 司
	舩 田 郁 男
参事・市民図書館長	千 浦 孝 雄
総務課長	弘 田 充 秋
学校教育課長	岡 村 修
学事課長	佐々木 正 彦
青少年課長	成 岡 賢 一
総務課長補佐	山 本 正 篤
学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
学事課長補佐	国 沢 隆
教育研究所特別支援教育班長	杉 本 一 幸
総務課総務係長	藤 原 哲
学校教育課指導主事	廣 瀬 啓 二
	弘 瀬 健 一 郎
	田 邊 裕 貴
総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

(3) 傍聴人 5 名

(4) 報道関係者 1 名

- 1 平成 19 年 7 月 25 日（水） 16:06～16:41
（たかじょう庁舎 6 階人材育成推進室会議室）

2 議事内容

澤田委員長 ただ今から，第 1004 回高知市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。
初めに「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は西山委員さん，
お願いいたします。
それでは，議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 29 号「平成 20 年度使用高
等学校用教科書の採択について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の岡村です。
今，お手元に資料をお配りさせていただいております。来年度に，高知商業高
等学校で使用する教科書の採択につきましてご説明をさせていただきます。
ご存じのように，高等学校で使用する教科書の採択方法につきましては，義務
教育であるところの小中学校におけます採択方法とは異なっておりまして，無償
措置がございません。そのため，各学校の実態に即して，各学校が作成した採択
案を教育委員会の権限において教育委員会で採択することとなっております。
高等学校で使用する教科書につきましては，4 年に 1 回検定がされてありまし
て，1 年生を中心とした低学年用，2 年生を中心とした中学年用，3 年生を中心
とした高学年用に分かれておりまして，それぞれ 1 年ずつずらして検定をされて
いるところでございます。
今回の場合，18 年度に主として中学年用，いわゆる 2 年生用として使用され
る教科書が検定をされまして，今年度に採択がされております。その教科書が来
年度から使用されることになる訳でございます。
お手元に資料として，教育課程表並びに平成 20 年度使用高等学校用教科書採
択資料の 2 つをお配りさせていただいております。
まず，A 4 縦の 2 枚綴の資料でございますけれども，これは高知商業高等學校
の教育課程表でございます。高知商業高等學校で全日制の課程の教育課程表，そ
れから 2 枚目には，定時制の課程の教育課程表でございます。平成 20 年度は，
それぞれの教育課程表から履修する科目に応じた教科書を採択することになり
ます。
それから，A 4 横綴の平成 20 年度使用高等学校用教科書採択という資料がご
ざいます。これを見ていただきますと，平成 20 年度用として発行される教科書
は，9 頁の左側に 1 部と書かれているところの文部科学省の検定済教科書と文部
科学省の著作教科書が，右側にあるように合わせて 937 種ございまして，その内
969 点が現在教科書として使用できるものとなっております。また，第 2 部とあり
ますが，今回は第 2 部からは採択をしないことになっております。
現在，高知商業高等學校から出された案の内，全日制で使用する分につきまして
は，1 頁からご覧いただきたいと思いますが，左端に変更として 印を付けて
あるものがございまして，この教科書は上にございますように，教科書自
体を変更しようとするものでございます。それから 印がございまして，これは
今までと同じ教科書でございますが，改訂版が出た関係で改訂版に変更しようと

するものでございます。

高知商業高等学校では、1頁にございますように「現代文」につきまして教育出版の教科書に変更しようとするものでございまして、右側に選定理由を書いております。それから「日本史A」「地理A」につきましては、改訂版になるということでございます。次に2頁目の「数学」でございますが、これも改訂版が出る関係で改訂版に変更しようとするものでございます。続いて3頁でございますが、「音楽」と「美術」についても改訂版が出ましたので、改訂版に変更しようとするものでございます。それから4頁の「英語」でございますが、教科書を変更しようとするのは三省堂の教科書でございます。増進堂の教科書につきましては、改訂版が出されるということで改訂版にしようとするものでございます。それから5頁の英語の「リーディング」ですが、これも数研出版の「リーディング」に変更しようとするものでございます。それから商業に関する科目でございますが、「商業技術」で改訂版が出ましたので改訂版に変更しようとするものです。それから6頁の商業に関する教科で「簿記」「会計」「原価計算」「情報処理」の教科書は、それぞれ改訂版がでましたので改訂版に変更しようとするものです。以上、全日制の課程におきましては、来年度使用を予定しております45点の内、3点が教科書を変更しようとするものでございまして、11点が改訂版に変更しようとするものでございます。

定時制の課程でございますが、7頁にありますように定時制は全部で23点でございますが、教科書そのものを変更しようとするものはございません。7頁から8頁に印が6点ございますが、それぞれ改訂版が出ましたので改訂版に変更しようとするものでございます。これらにつきましては、今まで実際に使用してみても生徒にとって教材が少し難しい、あるいは、改訂版が出されたことによりまして旧版が発行されなくなったという理由によりまして、変更するものでございます。簡単でございますが以上です。よろしくお願いいたします。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。

吉川教育長 改訂版については、同一の教科書の中味の変更ということで説明は割愛してもいいですが、出来るだけ学校現場から出てくる意見については尊重したいという前提においてもの申しておりますが、出版社が変更になる教科書も机の上に置いてもらっていますが、もう少し「現代文」と「英語」の内容についての説明をしてくれませんか。

杉本指導主幹 学校教育課でございます。まず「現代文」でございますが、1頁の選定理由にも書いておりますが、昨年度、1年の国語総合を変更いたしました。それに関連のある教科書を選択するというのを念頭に置いて検討した結果、この教育出版の「現代文」が最適だろうということで案とさせていただきます。なお、本年度までは、大修館書店の「新編現代文」ということで平成16年度から19年度までの4年間使用して参りました。

「英語」でございますが、国際コミュニケーション科の2年生が使用しようとする教科書でございます。これは、昨年度国際コミュニケーション科の1年生が、三省堂出版の「EXCEED」を使用することになり、その継続性を重視したことから変更しております。19年度は、増進堂の「NEW STREAM」と改定ということで、これも16年度から19年度までの4年間使用して参りました。最後に5頁の「リーディング」でございます。これも国際コミュニケーション科の3年生が使用しようとする教科書でございます。19年度までは、増進堂の「NEW STREAM

Reading Course」を 17 年度から 19 年度までの 3 年間使用しております。英語につきましては、国際コミュニケーション科が使用しようとする教科書について変更させていただきたいということでございます。以上です。

吉川教育長 よく分かりましたが、今回 3 つの教科書の出版社を新たにすることは、今後少なくとも何か年かは同じ出版社を継続して使用していくということで理解していいですか。

杉本指導主幹 はい。そのとおりでございます。

吉川教育長 たとえば 1 年生が卒業するまでは、同じ系統性のある出版社のものを使用すると理解していい訳ですね。

杉本指導主幹 そのとおりでございます。

吉川教育長 はい。分かりました。

溝渕委員 これは、商業の各教科の先生が選択をされるのですか。

杉本指導主幹 教科会で選択されます。

溝渕委員 商業科は教科についての選定の回数は少ないではありませんか。

杉本指導主幹 商業科の教員が一番多く 20 名程度おりますので、その中で簿記・会計を中心とする教員と・・・。

溝渕委員 たとえば国語の教科書については、国語の教員が協議して決める訳ですね。

杉本指導主幹 そうです。

溝渕委員 他の県立の高等学校が使っている教科書とかも参考にしますか。

杉本指導主幹 それぞれの高等学校で教育課程が違っておりまして、A 4 縦綴の教育課程表が学習指導要領に従って各校で編成することができます。特に普通高校と専門高校とでは大きく内容が異なっており、あまり参考にはなりません。

澤田委員長 他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。
市教委第 29 号「平成 20 年度使用高等学校用教科書の採択について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 ご異議なしと認めます。

よって、市教委第 29 号は原案のとおり決しました。
次に日程第 3 市教委第 30 号「平成 20 年度移行の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法第 107 条の規定に基づく教科用図書(一般図書)の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の岡村です。

平成 20 年度以降に、高知市立小中学校の特別支援学級及び高知市立養護学校で使用いたします教科用図書の採択につきましてご説明をさせていただきます。

学校教育法によりまして小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、又は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められておりまして、この規定は中学校及び特別支援学校にも運用されているところでございます。特別支援学級や特別支援学校におきましても文部科学省検定済み教科書が発行されることが望ましいですが、一点当たりの需用数が非常に少なく採算もとれないということもございまして、現在は発行されておりません。このため、文部科学省におきまして教科書の編集を行いまして、文部科学省著作教科書を発行しておりますが、その教科書が現在、特別支援学校・学級等の必要数を満たしていないという現状がございます。そこで、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級につきましては、学校教育法第 107 条の規定によりまして、教科用図書以外の図書を教科書として使用できるようになっております。この図書のことを通称「107 条図書」と言っています。高知市では、各学校から希望のあった本を、そのまま選定していた時期がありましたけれども、平成 15 年度から教育研究所特別支援教育班を中心といたしまして、高知市 107 条図書調査研究会が 107 条図書に関する調査研究を進めてまいりました。昨年度の 7 月定例教育委員会におきましては、19 年度以降用図書といたしまして 12 冊を審議し採択をいただきました。本年度も、平成 20 年度以降に使用する追加分 30 冊につきまして、調査研究を進めてきたところでございます。なお、平成 15 年度以降順次、図書を追加しながら調査研究しまして、採択としていただきまして、本年度は合計いたしまして 312 冊の一般図書の中から教科書を採択することができるようになっております。これは、出来るだけ広い選択肢の中から、より良い図書を選択することが出来るようにするためでございます。お手元に本年度追加分 30 冊の調査研究資料と、昨年度審議採択していただき本年度使用しております図書の一覧をお配りしております。それから案の 1～2 頁を見ていただきたいと思っておりますけれども、その 30 冊の内訳でございますが、左端のナンバー 1 から 12 までが、文部科学省が平成 20 年度に新しく一般図書に加えました図書でございます。それから 13 が、県立特別支援学校が採択を希望しております一般図書でございます。資料 2 頁・3 頁の 1 から 17 までが、高知市の小中学校及び市立養護学校が採択を希望している図書でございます。なお、資料の 2 頁 3 頁に記載されております高知市立の小中学校及び高知市立養護学校が採択を希望している図書の内、網かけをしているものがございまして、その網かけをしているものにつきましては、例えば 5 番、10 番、13 番に網かけをしておりますけれども、昨年度も一部にございましたが、107 条図書としての適正には少し疑問があるもので、高知市 107 条図書調査研究会から意見が出されているところでございます。それから、昨年度審議していただきまして採択されました教科用図書の一覧を資料として添付をさせていただきます。

以上でございます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。

吉川教育長 はい。特別な支援を要する障害のあるお子さんに対して、どういった図書を活用して指導支援をしていくかというのは、その子どもの成長に大変重要なことだと思いますが、高知市の特別支援学級に在籍している子どもの中で、107 条図書ではなく一般の教科用図書を使用している子どもの比率等を、手元に資料があり説

- 明ができるようであればお願いできますか。
- 杉本班長 教育研究所特別支援教育班でございます。
先ほどものご質問でございますが、本市におきましては、知的障害のある子どもたちが主に107条図書を使用しております。従いまして、知的障害のない子どもたち、例えば情緒障害でありますとか、肢体不自由でありますとかの学級に在籍いたします子どもたちは、いわゆる検定済の教科書、他の多くの子どもたちと同じ本を使っている状況でございます。数字につきましては、今、手元に資料を持っておりません。
- 吉川教育長 その場合、知的障害がないとはいえ、同じ学年の教科用図書を使う場合が多いのか、あるいは段階的に学年を下げて教科書を使っているのか、その辺はどうですか。
- 杉本班長 検定済も教科書を用いる場合は、当該学年の検定済の本を用いることにしております。
- 吉川教育長 学年を下げて、例えば3年生の情緒障害の学級に属するお子さんが、3年生の教科内容が十分に理解できていないとして、2年生・1年生の教科書を使って学力の遅れを出来るだけ早くフォローしていこうという事例はないですか。
- 杉本班長 ご指摘の事例の場合には、検定済の教科書でありましても他学年の本を用いませぬ場合は107条図書の扱いとなりますので、現実には当該学年の検定済教科書を支給いたしまして、お子さんの実態に応じてご指摘のような指導が適切であると判断される場合は、補助教材・副読本等を用いまして支援に当たるようにしています。
- 吉川教育長 当該学年の教科書の理解が不十分であるといった場合に、通常考えれば他の教材を持ち込むよりも、一般用の教科用図書を使っていくのが一つの方法ではないかと思うのですが。
- 杉本班長 現在のところ、各学校の担当教員の判断で使っているのが実態でございますが、他学年の検定済教科書を使います時に、子どもによっては当該学年の通常の学級に交流に行くなどして学習をしているスタイルが多くございますので、そういったことへの対応も含めまして無償で支給する教科書といたしましては当該学年のもの、子どもさんの実情に応じて焦点を合わせた指導が必要な場合には、先ほど申し上げた副読本を使うこととしています。
- 吉川教育長 副読本は高いと思いますが、教科用図書は大変安価で、他の子どもと違う教科書を使っていることへの配慮は必要だと思いますが、市販の教材を持ち込むより、なぜ、一般用の学年を下げた教科書を使わないのか素朴な疑問があるもので質問した訳です。基本的には使ってないということですね。
- 杉本班長 基本的には当該学年のものです。
- 吉川教育長 当該学年のものは使えない場合、学年を下げてしか教えることができないと思いますが、その場合に教科書を使わずに副教材を持ち込む理由が分からないもので質問したのですが。

杉本班長 基本的に知的障害以外の学級に在籍している子どもたちは、知的障害がないという判断のうえでそれぞれの特別支援学級に在籍をしておりますので、一般的には当該学年の教科内容が理解していけるという制度の中から学級を編成しておりますので、当該学年の教科書が全く使えないというお子さんはいないということ、もちろん支援が必要な時もありますので場合によっては副読本等を用いながら指導しています。

澤田委員長 他にございませんか。
他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。
市教委第 30 号平成「平成 20 年度以降の高知市立小・中学校特別支援学級及び高知市立養護学校における学校教育法第 107 条の規定に基づく教科用図書(一般図書)の採択について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 ご異議なしと認めます。
よって、市教委第 30 号は原案のとおり決しました。
次に日程第 4 市教委第 31 号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

青少年課長 はい。7 頁をお開けいただきたいと思います。
本年 7 月 31 日に満了となります青年センター運営委員会の委員さんを新たに 9 名委嘱するものでございます。この運営委員会は、青年センター条例第 16 条に基づきまして各種の事業の企画実施について、所長に対して意見を述べることができるという委員会でございます。任期は 2 年と定められているものでございます。各委員の所属団体をご覧いただきたいと思いますが、それぞれの団体に人選をお願いしたものでございます。本年、新任が 5 名、再任が 4 名という構成になっています。任期につきましては、7 月 31 日に切れますので、平成 19 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの条例に基づく 2 年間の任期となっているものでございます。
以上でございます。

澤田委員長 この件に関して質疑等はございませんか。
他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。
市教委第 31 号平成「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

澤田委員長 ご異議なしと認めます。
よって、市教委第 31 号は原案のとおり決しました。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これで教育委員会を閉会いたします。